

駄原総合運動公園及び
大分市大在東グラウンド
指定管理者管理運営仕様書

大分市

目次

1 管理運営に関する基本的な考え方	1
2 指定管理者が行う業務の範囲	1
(1) 管理施設の使用許可に関する事	1
(2) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する事	2
(3) 管理施設の安全管理に関する事	2
(4) 管理物件の維持管理に関する事	3
(5) 管理施設の利用促進、スポーツ振興の啓発普及、情報発信に関する業務	5
(6) 経営管理に関する事	6
(7) 第三者への委託	7
(8) 指定管理終了後の引継ぎ	8
(9) その他	8
【駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド業務委託仕様書一覧】	9
① 駄原総合運動公園内除草業務委託	9
② 芝生維持管理業務委託	9
③ 清掃業務委託	13
④ 駄原トレーニング施設機械警備業務委託	15
⑤ 駄原トレーニング施設 券売機保守業務委託	16
⑥ 駄原相撲場管理委託	16
⑦ 駄原総合運動公園管理棟消防用設備点検業務委託	17
⑧ トレーニングマシン保守点検業務委託	17
⑨ 駄原総合運動公園遊具点検業務委託	18

駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド（以下「駄原総合運動公園等」という。）の指定管理者が行う管理運営の業務内容及び基準等は、この仕様書によるものとします。

1 管理運営に関する基本的な考え方

駄原総合運動公園等を管理運営するに当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資するといった駄原総合運動公園等の設置目的に基づいて業務を行うこと。
- (2) 業務の遂行に関係する法律や条例等を十分に理解して、管理運営を行うこと。また、安全対策に留意し、事故防止に努めること。
- (3) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 市民や利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 安全管理を徹底すること。
- (7) 効率的な運営を行い、管理運営費の節減に努めること。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理施設の使用許可に関すること

① 使用申請の受付・許可に関する業務

- I 使用申請を受け付け、使用の許可を行うこと。なお、手続に係る事務は迅速に処理すること。施設及び備品の利用申し込みは、原則として先着順に受け付け、その許可に当たっては平等な利用を確保すること。
- II 使用の許可に当たっては、使用の許可等に係る審査基準及び標準処理期間並びに許可の取消し等に係る処分基準を市長等の承認を得て作成すること。
- III 施設の使用申込は原則として大分市都市公園条例施行規則及び大分市スポーツ施設条例施行規則の規定によるものとし、使用の許可に当たっては、平等な利用を確保すること。
- IV 使用申請時には、使用者からの相談を受け付け、必要な指導・助言を行うこと。

なお、疑義の生じる相談があった際には、本市と協議を行うこと。

- V 使用申請に係る書類等は、指定管理者が作成すること。
- VI 使用許可に当たって、安全上必要があると認める場合は条件を付することができる。
- VII 多数の使用が予想される場合は、主催者に対して、駐車場を含む交通対策を行うよう指導するとともに、交通対策の責任者を定めるよう求めること。
- VIII 本市のスポーツ振興施策に係る利用については、Iに関わらず優先させるものとし、関係者との調整を行うこと。

② 施設の案内に関する業務

- I 電話での問い合わせや施設見学等への対応
「見学者説明マニュアル」の作成など
- II 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合等への対応
「苦情処理対応マニュアル」の作成など
- III 設備、備品等の説明
付属設備や備品等については、利用者が円滑に使用できるよう必要な指導、助言等の支援を行うこと。

③ 「おおいた公共施設案内・予約システム」の登録に関する業務

- I 「おおいた公共施設案内・予約システム利用者登録申請書」を受付け、システムへの登録等の作業を行うこと。なお、登録にかかる事務は、迅速に処理すること。
- II システムへの登録後は、速やかに利用者へ利用者 ID 等を通知すること。

(2)管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関すること

① 利用料金の徴収に関する業務

- I 指定管理者は、施設の利用料金及び事業等に係る収入を自己の収入として徴収する。
- II 利用料金の額は、市長等の承認を得て、大分市都市公園条例及び大分市スポーツ施設条例で定める額の範囲で指定管理者が設定すること。また、自主事業等に係る料金についても、事前に本市の承認を得て設定すること。
- III 指定管理者が利用料金を還付し、又は減免しようとする場合における減免基準、還付基準及び標準処理期間は、事前に市長等の承認を得て作成すること。

(3)管理施設の安全管理に関すること

利用者の安全管理については、あらかじめ安全管理マニュアル及びカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成し、従事者に周知徹底を図り、その対策に万全を期す

るとともに、緊急時の際は、迅速かつ適確な対応を講じ、利用者の安全を確保すること。

また、事故等発生時には、速やかに安全管理マニュアル及びカスタマーハラスメント対応マニュアルに基づき必要な措置を講ずるとともに、本市及びその他の関係者に対し緊急事態が発生した旨を報告すること。

(4)管理物件の維持管理に関すること

① 保守管理業務

施設を最良の状態で維持し、その美観を保持するため、日常的に点検を行うこと。
また、施設及び設備の不具合を発見した際には、速やかに本市に連絡すること。

② 清掃業務

施設の美観と衛生を維持し、快適な施設環境を保つため、施設内外における清掃作業要領等手順及び基準表を定め、業務を実施すること。

③ 施設の警備業務

施設内の巡回警備等により、施設の安全性を確保し、安心して利用できるよう施設の保安保全に努めるとともに、盗難・破壊等犯罪の防止、火災等の災害発生防止のため、閉館時間から次の開館時間までの間及び休館日における適切な警備業務を行うこと。

なお、事件発生の際は、施設管理者、消防期間、県警に通報すること。

また、ライフライン施設（電気、上下水道、ガス、NTT等）に関する緊急事態においては、関連機関に通報すること。

閉場時間は原則として門扉は閉鎖するが、イベント準備等で時間外に開放した場合は、関係車両が入り次第門扉を閉鎖し、外の車両の進入を規制する緊急時には関連機関と調整して、速やかに門扉及び車止め等を開放すること。

I 個別業務の内容

- i 巡回監視による火災予防
- ii 消防用設備等による初期消火
- iii 観客等の避難誘導
- iv 災害等緊急事態発生時の消防機関、県警等関係機関への通報連絡
- v 不法侵入者、不審者の発見・排除と不法行為の防止
- vi 忘れ物、盗難への対応（一時的保管）
- vii 対象施設の鍵の管理
- viii 急病者等の応急処置対応

ix 門扉開閉業務

x 防災、消防訓練の実施

xi その他防災及び防犯のために必要な業務

II 警備体制

管理施設常駐職員によるもので差し支えない。

④ 芝生管理業務

芝生については、競技及び利用に支障のない良好な状態を年間を通じて維持することとし、適切な芝刈り、施肥、散水、病虫害防除、エアレーションその他必要な維持管理を実施すること。業務の詳細は9ページ「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド業務委託仕様書一覧」を参照のこと。

また、秋季から冬季においても良好な芝生コンディションを維持するため、冬芝オーバーシードを適切に実施すること。

なお、本市のスポーツ振興施策として、日本代表チーム等の合宿や各種大会等を実施する場合は、市と協議の上、オーバーシードの施工時期その他芝生管理計画を調整し、利用目的に応じた芝生コンディションを確保すること。

⑤ 植栽管理業務

駄原総合運動公園等の植栽等について適切な管理を行うこと。

⑥ 施設等の改修、修繕業務

I 施設等の現状変更をしようとするときは、本市の許可を得なくてはならない。

II 施設又は設備が毀損したときは、直ちに本市に報告するとともに、指定管理者の負担により施設の修繕を随時行うこと。

ただし、大規模修繕等（1件につき50万円を超えると本市が認める修繕等）については、本市が予算の範囲内で行う。

なお、修繕した施設及び設備は全て市に帰属する。

III 災害等による緊急な大規模修繕等に係る費用負担区分については、本市と協議して決定することとする。

⑦ 備品等の管理業務

I 備品の管理

i 施設の運営に支障を来さないよう、施設内の備品を管理すること。

ii 本市の所有に属する備品等については、大分市物品取扱規則（昭和46年大分市規則第38号）並びに関係通知に規定する管理の原則及び分類に基づいて管理を行い、破損、不具合が生じた時には、速やかに市に報告し、修繕又

は補充をすること。

- iii 本市の所有に属する備品以外に指定管理者が必要とする備品が生じた場合は、備品を購入し、管理を行うこと。

II 消耗品の管理

施設の運営に支障を来さないよう、必要な消耗品を適宜購入し、管理を行うこと。

⑧ その他

指定期間終了時において、全ての施設が現状の状態を維持し、損傷がない状態で本市又は本市が指定する者に引き継げるようにすること。

[施設設備の保守管理に係る点検等業務一覧]

業務の名称	回数	時 期
駄原総合運動公園内除草業務委託	年 3 回	6 月・7 月・10 月
芝生維持管理業務委託	通年	通年
清掃業務委託	通年	通年
駄原トレーニング施設 機械警備等業務委託	通年	通年
駄原トレーニング施設 券売機保守業務委託	年 1 回	1 月
駄原相撲場管理委託	通年	通年
駄原総合運動公園管理棟消防用設備点検業務委託	年 2 回	9 月・3 月
トレーニングマシン保守点検業務委託	年 1 回	1 月
駄原総合運動公園遊具点検業務委託	年 1 回	1 月

(5)管理施設の利用促進、スポーツ振興の啓発普及、情報発信に関する業務

① 広報業務

指定管理者は施設のPR及び情報提供のために、以下の例を参考に必要な媒体の作成、配布等をおこなうこと。

I 管理施設のホームページの作成

II インスタグラムやFacebook等の有効活用

III 必要に応じて施設案内パンフレットや情報誌等を作成・配布

② 各種スポーツ大会をはじめとしたイベント誘致等利用促進業務

管理施設の利用者の増加、収入の増加に関する自由な発想を求める。ただし、自主事業の内容については本市と事前協議を行うこと。

なお、自主事業による収入の増加分については、指定管理者の収入とすることがで

きる。

③ 生涯スポーツの振興に関する業務

トレーニング施設の活用、レクリエーションスポーツの普及などに取り組むこと。
委託、ボランティア、NPOとの協働などの工夫も検討されたい。

④ 空き施設等の利用

指定管理者が空き施設等の活用を行いたい場合は、その計画について本市と事前協議をおこなうこと。空き施設としては、駄原総合運動公園等の芝生の養生期間中のフィールド外部分、空き会議室、多目的広場等が考えられる。空き施設については、スポーツ関係以外での使用を認めることができる。

(6)経営管理に関すること

① 職員の配置等

- I 駄原総合運動公園等の管理運営責任者を1名配置すること。
- II 事業、運営、維持管理等施設全体を管理運営していくために必要な人材及び人員を確保し、経理総務、使用申込受付、料金徴収、自主事業、受付案内、見学者案内、防火管理等各業務における責任者の分担を明確にすること。
なお、責任者の兼務は可能とする。
- III 各業務の特性に応じて必要な知識及び技能を有する者を配置するとともに、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者を配置すること。
- IV 雇用形態、就業形態、勤務体制等を工夫し、効率的な組織とすること。
- V 職員の勤務形態は施設の運営に支障がないように定め、必要なサービス水準を確保すること。
- VI 職員は、できる限り大分市内から採用すること。

② 研修等

施設職員の資質の向上を図るため、安全管理、個人情報の保護、人権教育、カスタマーハラスメント等に係る研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

③ 業務報告書等の作成

I 事業計画書の作成

毎年2月末までに次年度の「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド事業計画書」（様式2）を作成し、本市に提出すること。なお、事業計画書の作成に当たっては、本市との調整を図ること。

II 業務報告書の作成

- i 月次業務報告書を作成し、翌月10日までに本市へ提出すること。

- ii 年次業務報告書及び収支決算書を作成し、翌年度の４月３０日（指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日から３０日以内）までに本市へ提出すること。
- iii 業務報告書に記載する内容は、「駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド管理運営業務報告書（年次・月次）」（様式１４）とする。

（注）指定管理者は、管理運営業務に係る収支について、他の事業の収支と明確に区分して管理し、必要な会計帳簿、及び収支に係る証拠書類を整備し本市が会計帳簿等の閲覧や提出を求めた場合はこれに応じなければならない。

また、共同事業体が指定管理者となった場合、指定管理者は、各構成員が管理運営業務のために業務従事者や他の事業者等へ実際に支出した経費を収支報告書に計上しなければならない。

④ 事業評価

- I 指定管理者は、定期的に利用者アンケート等により、利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について本市に報告すること。
- II 本市が実施するモニタリング及び評価、監査委員等の監査に際し、関係帳簿書類その他記録、報告書を提出すること。

⑤ 関係機関との連絡調整

指定管理者は、本市やスポーツ団体等、関係機関との連絡調整を図ること。

（７）第三者への委託

I 再委託の禁止

指定管理者は、施設の管理運営業務の全部又は主体部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本市があらかじめ書面により承認した場合は管理運営業務の一部を委託することができる。

II 委託先からの暴力団等の排除

本市が指定管理者より再委託の申請を受けた際、再委託先として予定されている団体が本市の入札参加資格登録外業者であった場合、当該団体に対して大分市暴力団排除条例に基づく暴力団等でない旨の誓約書及び役員名簿の提出を求めることとする。

(8)指定管理終了後の引継ぎ

- ① 指定管理者は指定管理期間終了後（指定の取消しの場合を含む）、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継を行うこと。
- ② 業務引継の際には、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

(9)その他

① 個人情報保護義務

指定管理者には、駄原総合運動公園等の管理者を行うに当たって個人情報の保護に関する法律の規定により、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。

② 監査

大分市監査委員等が大分市の事務を監査するに当たり、必要に応じて指定管理者に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求める場合がある。

③ 指定管理業務期間の前に行う業務

- I 協定締結に向けた本市との協議
- II 配置する職員等の確保・研修
- III 業務等に関する各種規程の作成、協議
- IV 事務引継

④ 保険への加入

指定管理者は募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、保険等に参加すること。

【駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンド業務委託仕様書一覧】

①駄原総合運動公園内除草業務委託

1. 場 所

- ・駄原総合運動公園（大分市新春日町1丁目2881番地18）

2. 委託期間

3. 委託内容

(1) 除草（球技場部分を除く）

ア 除草は、原則として人力による草取りとする。ただし、芝生地については機械刈とする。

イ 寄せ植え、砂場、舗装目地の草取りも行うこと。樹木に巻きついた蔓も取り除くこと。

(2) 機械刈

刈払機による除草の場合、刈り揃え高さは2cm以内とする。

(3) 取り除いた草等廃棄物の持ち出し等

ア 取り除いた草や集めた落ち葉やごみは、速やかに持ち出し（均一に敷き込み）を行うこと。

イ アの持ち出しに当たっては、可燃物、不燃物及びその他に分別し、処分すること。

4. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

②芝生維持管理業務委託

1. 場 所

- ・駄原総合運動公園（大分市新春日町1丁目2881番地18）
- ・大分市大在東グラウンド（大分市大在浜二丁目18番1号）

2. 委託期間

3. 目 的

芝生フィールドを現状のコンディションで維持することを目的とする。

4. 委託内容

令和 年度球技場芝生維持管理業務は、次表に示すものとし、詳細については、「管理概要」のとおりとする。

番号	業務内容	番号	業務内容
1	灌水	7	目土
2	刈り込み	8	病害防除
3	ディボット補修	9	害虫防除
4	施肥	10	スリッパ掛け
5	除草	11	ライナー切
6	エアレーション	12	冬芝の種の散布

* 本委託業務は、気候その他の条件で作業内容の変更を余儀なくされることも予想されるので、状況に応じ委託者と受託者が協議の上作業を再編するものとする。

(1) 業務上の条件

- ア 業務実施が仕様書に示す者に適合していないと認めたときは、委託者はその業務の手直しを命じることができる。この場合における費用は全て受託者の負担とする。
 - イ 委託業務に要する機械器具及び資材等は全て受託者の負担とする。
 - ウ 委託業務によって生じる廃材の処分を含むものとする。
 - エ 委託者が必要と認めた場合は、ミーティング（芝生管理会議）に出席し、管理業務再編に協力すること。
- ※なお、ミーティング参加者は次のとおりとする。

- ①市の管理担当者
- ②委託業務の受託者
- ③その他、委託者が必要と認める者

(2) 管理概要

管理作業項目ごとのポイントについては以下のとおりとする。

ア 灌水（レインガン等仕様）

根茎の育成を促すため、頻度を最小限に抑制すること。なお、1回あたりの灌水量は1㎡あたり3～5リットルを目安に、基盤土壌の保水状況を把握しながら実施すること。

ダメージの具合により、随時灌水を行うこと。

イ 刈り込み

リールモア等を用いての均一の仕上がりにする。刈高については15～40mm程度とする。回数は36回／年程度とし、育成旺盛期は4回／月程度、生育鈍化期は0～2回／月程度行うこと。サッチは全て場外に持ち出すこと。

芝生の生育状況に応じて事前に施設管理担当者と協議のうえ、刈高を調整すること。

ウ ディボット補修

フィールド供用により生じるスライディング痕、投擲痕など集中的に使用された所及び穴、キズは張替え及び目砂にて補修すること。特に、投擲痕については、可能な限り平坦性を確保するよう努めること。また、ホールカップによる補植、目砂を、ダメージの程度により選択実施すること。

エ 施肥

ロータリー式散布機を使用し、細粒タイプの固形肥料を主体に行う。肥料障害（肥料焼け等）が発生しやすい盛夏期については固形肥料の少量多回数散布や液肥により対応する。成分としては、春の萌芽時期にリン酸や微量元素を供給し、窒素、カリウム成分については年間バランスを考慮する（目安 N:P:K=12:14:10 年間各20～25g/m²）。芝生全体に均一に散布すること。

オ 除草

除草については、広葉雑草、イネ科雑草の発生初期防除を目的に除草剤散布により実施する。残った雑草は引き抜き除草により対応するものとする。

カ エアレーション

芝生のマット化及びサッチの集積による排水性や通気性の低下を防ぎ、これらを緩和・軽減するために、コアリング（透水速度によりバードレーンを選択する場合もある）やスパイクング、サッチングを実施する。コアリング及びスパイクングは10cmピッチで深さ100±5mmで実施し、土のコア、芝の枯れ枝等は場外に持ち出すこと。

キ 目土（芝生専用散布機）

基盤土壌及び不陸の補正による平坦性の維持・向上を目的にエアレーションにあわせて実施する。使用材料については良質の山砂を使用すること。全面及び必要であればスポット散布を行うこと。

ク 病害防除（動力噴霧器使用）

病害防除については、発生初期または予察時期に、適量適材散布を原則

とする。使用薬剤については、発生病害の種類により適宜変更すること。

ケ 害虫防除（動力噴霧器使用）

芝草の生育とバランスのとれた個体数へ削減し、晩夏～初秋での乾燥や鳥による被害が発生しないよう薬剤の散布を行う。

コ スーパー掛け

エアレーション作業の実施にあわせて蓄積している芝くずや古い根の残骸をスーパーにより清掃・場外へ除去し、病虫害の多発となる要因を軽減する。

サ ライナー切

球場部分及びリ字溝等にのびた芝のライナー等切りそろえる。

シ 冬芝オーバーシード

冬芝の種まき及び養生については9月～10月のため、施設の利用に支障をきたさないように委託者と受託者が協議の上作業を行うこと。また、ラン・ジションは5月前後が予想されるため、芝の状態・時期を見極めて作業を行うこと。

(3) 施設貸出停止について

利用頻度の増加等により芝生の損耗が激しい場合は、委託者に連絡し貸出の停止依頼を行うことができるものとする。ただし、施設の予約は利用月の前月から一般利用申込みがはじまるため、既存の予約については貸出を停止できないことを留意すること。

(4) 周辺住民への配慮について

作業において、刈草や目砂が発生する場合は事前に散水を行うなど、施設周辺住民に影響が出ないように配慮し、必要があれば事前に作業実施の連絡等を行うこと。

(5) 緊急時の報告・対処

病虫害の発生等に注意し、異常を発見した場合は速やかに委託者へ連絡を行い、委託者の指示の元速やかに処置を行い被害の軽減を図ること。

5. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

③清掃業務委託

1. 場 所

- ・ 駄原総合運動公園（大分市新春日町1丁目2881番地18）
- ・ 大分市大在東グラウンド（大分市大在浜二丁目18番1号）

2. 委託期間

3. 業務時間および業務日

業務は委託者の業務及び施設の利用に支障をきたさないよう実施し、清掃業務の詳細な時間については、委託者と受託者が別途協議の上定めることとする。

4. 委託内容

- (1) 駄原総合運動公園及び大分市大在東グラウンドの清掃を行うこと。
- (2) 清掃範囲およびその要領は＜清掃作業内容＞および＜清掃作業基準表＞等によるものとする。
- (3) 業務により発生・改修したすべてのゴミを収集し、可燃物・不燃物等区分ごとに分別し処理すること。
- (4) 本仕様に定めのない事項であっても、委託者が美観上又は管理上必要と認めた業務については、受託者が契約金額の範囲内で実施するものとする。

＜清掃作業内容＞

手垢のふき取り	湿った布にて手垢を取った後乾いた布にて拭きあげる。
掃き掃除	1、自由箒又は疑板箒を用いて埃が舞い上がらないよう丁寧に掃く。 2、汚れの度合いによっては水拭き又は空拭きを行う。
水拭き、水洗浄	1、床がよく掃いているか確かめる。 2、きれいに洗ったモップ又は雑布でふき取る。
衛生陶器洗浄	中性洗剤もしくは特殊潜在液にてスポンジ等でこすり、汚れをきれいに除去し雑布にて拭く。塩酸、磨き砂は使用しないこと。
鏡台、洗面所の清掃	1、中性洗剤にてスポンジ等でこすり、汚れをきれいに除去し雑布にて拭く。 2、鏡は乾いた布で磨き上げること。

金具清掃	材質に適応した材料にて磨き、きれいに拭きあげる。
中性洗剤による水拭き (汚れの度合いにより実施)	1、床がよく掃いてあるか確かめる。 2、中性洗剤で拭き上げる。 3、清水で洗剤分が残らないように拭き上げる。
洗浄ワックス塗布	1、動かさしうる什器備品は移動する。 2、中性洗剤又は特殊洗剤を適量塗布し、電動研磨機又はたわしにて(傷がつかないように)隅々までブラッシングする。 3、汚水をドライヤーにて切り、バケットに入れる。 4、きれいなモップで拭きあげる。 5、ワックス塗布前に床面をシール剤でシールすること。 6、ワックスは漏れないように隅々まで塗布すること。
ガラス清掃	ガラスの裏表を特殊洗剤で汚れを除去し、その後やわらかい布で磨き上げる。

清掃作業基準表			
項目		作業名	場所
日常清掃	週2回	水拭き、水洗浄 衛生陶器洗浄 鏡、洗面所清掃 金具清掃	駄原総合運動公園屋外トイレ、駄原総合運動公園管理棟トイレ
	週1回	水拭き、水洗浄 衛生陶器洗浄 鏡、洗面所清掃 金具清掃	大在東グラウンドトイレ、駄原総合運動公園トレーニング施設内トイレ
	週1回	水拭き、水洗浄 掃き掃除	駄原総合運動公園内会議室、駄原総合運動公園管理人室、駄原総合運動公園内更衣室、駄原総合運動公園トレーニング施設(トレーニングルーム、玄関、事務室、各更衣室、シャワー室)

	月 2 回	掃き清掃	駄原総合運動公園会議室、管理棟階段
	月 1 回	水拭き、水洗浄 掃き掃除	駄原総合運動公園テニスコート管理棟
	年 6 回	掃き清掃	球技場観客席
定期 清 掃	月 1 回	床面洗浄ワックス塗布	駄原総合運動公園管理人室、トレーニング施設（トレーニングルーム、玄関、事務室）
	年 2 回	床面洗浄ワックス塗布	駄原総合運動公園内各更衣室
	年 1 回	床面洗浄ワックス塗布	駄原総合運動公園テニスコート管理棟、大在東グラウンド会議室
	年 4 回	ガラス清掃	トレーニング施設（トレーニングルーム）
	年 1 回		その他ガラス

備考

※清掃を行う詳細な日程は委託者と受託者において協議を行ったうえで定めることとする。

※なお、本基準は大要を示すものであり、委託者が美観上又は管理上必要と認めた場合は、受託者が契約金額の範囲内で行うものとする。

④駄原トレーニング施設機械警備業務委託

1. 場 所

・駄原総合運動公園（大分市新春日町 1 丁目 2881 番地 18）

2. 委託期間

3. 業務時間および業務日

24 時間（通年）

4. 業務内容

- (1) 自動警報装置を設置し、集中警備監視による常時監視
- (2) 毎日夜間 1 回不定時に巡回し、施錠の確認照明設備の点検
- (3) 施設への不法侵入者及び不法行為者の早期発見と排除

- (4) 事故発生時、関係先への通報及び事故拡大防止等適切な処置をとるよう警備に万全を図ること
- (5) 月 1 回警備報告書の提出

5. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

⑤駄原トレーニング施設 券売機保守業務委託

1. 場 所

- ・ 駄原総合運動公園内トレーニング施設

2. 委託期間

3. 業務時間

4. 業務目的 対象機器の正常な稼働状態を保つことを目的とする。

5. 業務内容

トレーニング施設の券売機の年間保守を行うこと

6. その他

本業務の実施に必要な保守備品は原則として受託者の負担とする。ただし、消耗品（バッテリー・トナー・インク等）、附属品、または記録媒体、受託者が定める特定部品は委託者の負担とする。

7. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

⑥駄原相撲場管理委託

1. 場 所

- ・ 駄原総合運動公園相撲場

2. 委託期間

3. 業務時間

4. 業務内容

- (1) 土俵の維持管理・・・・・・年1回（上半期で実施）
- (2) 土俵をいつでも競技できるように清掃及び維持管理を行うこと。

5. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

⑦駄原総合運動公園管理棟消防用設備点検業務委託

1. 場 所

・駄原総合運動公園（大分市新春日町1丁目2881番地18）

2. 委託期間

3. 業務内容

消防用設備等点検（法定基準点検）

外観機能点検 9月

総合点検（外観機能点検を含む） 3月

4. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

⑧トレーニングマシン保守点検業務委託

1. 場 所

・駄原総合運動公園トレーニング施設

2. 委託期間

3. 業務内容

受託者は、年2回以上対象機器について保守点検を実施するものとする。

- (1) 点検内容

ア 外観点検

フレームの変形、破損、腐食の有無、ボルト・ナットの緩み、カバー類の破損、溶接部の亀裂、シート及びパッドの損傷、グリップ等の劣化等

イ 機能点検

可動部の動作確認、ワイヤー及びベルトの摩耗、ロックピン等安全装置の確認、電源機器の起動及び停止確認、操作パネル及び表示器の動作確認、非常停止装置の確認（該当機器）等

(2) 保守作業

受託者は、点検時に次の保守作業を実施すること。

清掃、注油及び給脂、ボルト等の増締め、ベルト及びチェーンの張力調整、可動部の調整、各部の作動確認、必要に応じた簡易調整

4. トレーニング機器一覧（別紙参照）

5. 補 足

この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

⑨駄原総合運動公園遊具点検業務委託

1. 場 所

・ 駄原総合運動公園（大分市新春日町 1 丁目 2881 番地 18）

2. 委託期間

3. 業務内容

- (1) 点検方法は、下記の①～⑤による複合点検のほか、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）（国土交通省 平成 26 年 6 月）（以下「指針」という。）』、『遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014（社団法人日本公園施設業協会 2024 年 4 月）（以下「基準」という。）』に基づいて行うものとする。

ア 目視

施設の外観・形状をあらゆる角度から観てその劣化状態を診断する方法

イ 触診

施設を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

ウ 聴診

施設の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

エ 打診

施設を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断し、劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する方法

オ 揺診

施設本体を揺り動かし、使用に耐用できるかを診断する方法

- (2) 遊具の可動部については、特に入念に点検すること。
- (3) 遊具と基礎との接合部が地中にある場合は、遊具の基礎を露出し、接合部を点検すること。
- (4) 点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれを担当し、職務を兼務しないこと。

4. 判定基準

施設の劣化や基準等の判定は、指針や基準に基づき物的ハザード、人的ハザード等を総合的に判断すること。

(1) 劣化判定、項目別判定

- ：異常や劣化がないもの・適合しているもの
- △：軽微な劣化はあるが、修理の必要がなく経過観察を行うもの
- ×：修理の必要な劣化があるもの・不適合なもの

(2) 箇所別判定

- a：健全なもの、修理の必要のないもの
- b：直ちに修理する必要はないが、経過観察する必要のあるもの（事故を引き起こしうる状態ではないが、何らかの措置を講ずる必要がある状態のもの）
- c：修理の必要のあるもの（軽度のケガを引き起こしうる状態のもの）
- d：直ちに使用を禁止し、修理の必要のあるもの（生命に危険があるか、重度あるいは恒久的な障害を引き起こしうる状態や重大な、恒久的でないケガを引き起こしうるすべての状態のもの）

(3) 総合判定（劣化）、対応緊急度

- A：健全なもの、修理の必要のないもの
- B：直ちに修理する必要はないが、経過観察する必要のあるもの（事故を引き起こしうる状態ではないが、何らかの措置を講ずる必要がある状態のもの）
- C：修理の必要のあるもの（軽度のケガを引き起こしうる状態のもの）
- D：直ちに使用を禁止し、修理の必要のあるもの（生命に危険があるか、

重度あるいは恒久的な障害を引き起こしうる状態や重大な、恒久的でないケガを引き起こしうるすべての状態のもの)

(4) 塗装判定

I : 塗装の必要がないもの (剥離 50%未満)

II : 数年以内には塗装の必要があるもの (50%以上 80%未満)

III : 直ちに塗装する必要があるもの (80%以上)

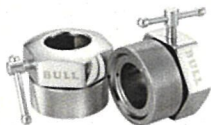
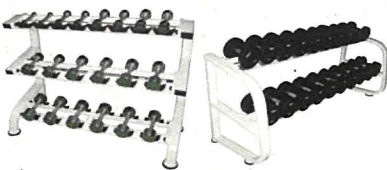
5. 安全対策

点検作業においては、作業中であることの掲示をして理解と協力を求め、利用者への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。また、修理等のため、やむを得ず公園に管理車輛を乗り入れる場合は添乗者が誘導し、公園利用の妨げにならない場所に駐車すること。決して芝生地などに駐車しないこと。

6. 補 足

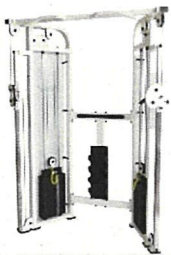
この仕様書は業務の大要を示すものであり、委託者の指示を受け適切な業務遂行を図ること。

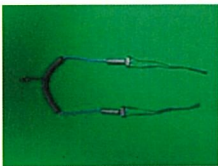
トレーニング機器

	機材	規格	数量
1	Lifting Platform リフティングプラットフォーム 	本体：W2,500×L1,800×H100mm	4 台
2	Olympic Bars オリンピックバー 	全長：220mm、重量 20kg プレートセット部分：Φ50mm 持手部：Φ28mm、1,300mm 耐荷重：450 kg 以上	10 本
3	Olympic Collars オリンピックシャフトカラー 	2「オリンピックバー」に対応するもの	24 個
4-1	Plates プレート 	材質：バンパープレート 内訳：8 枚/25 kg、16 枚/20 kg、 8 枚/15 kg、16 枚/10 kg、8 枚/5 kg、 8 枚/2.5 kg (計 860 kg)	左記の とおり
4-2	Plates プレート 	材質：ラバープレート 内訳：16 枚/25 kg、16 枚/20 kg、 8 枚/15 kg、16 枚/10 kg、16 枚/5 kg、 16 枚/2.5 kg、16 枚/1.25 kg (計 1,140 kg)	左記の とおり
5	Dumbbell set ダンベルセット 	・5-10 kg/1 kg 毎 素材：クローム ・12-70 kg/2 kg 毎 素材：ラバー（シャフト部分を除く。） <u>※50 kg 以上は特注対応となる可能性</u>	1 セット

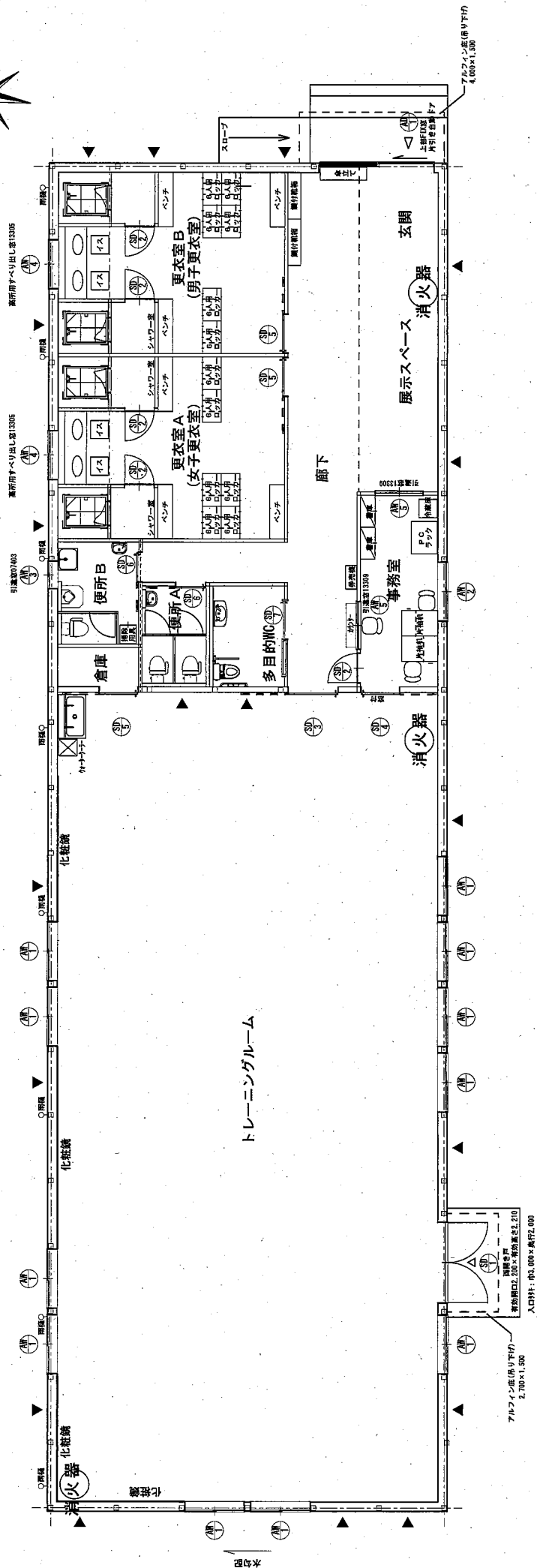
6	Dumbbell Rack (5-10kg) ダンベルラック 	4「ダンベルセット」に対応するもの および必要数	左記の とおり
7	Dumbbell Rack (12-70kg) ダンベルラック 	4「ダンベルセット」に対応するもの および必要数	左記の とおり
8	Power Rack with Chin-bar パワーラック（懸垂付） 	本体：W1,730×L1,700×H2,265mm その他： ・ 2「オリンピックシャフト」、4-1 および 4-2「プレート」に対応するもの ・ バーベルホルダーがラック内外に置けるもの ・ トレーニングチューブが使用可能なフック付きのもの。	4 台
9	Flat Benches フラットベンチ 	本体：W560×L1,230×H440mm. パッド：W310×L1,220mm 8「パワーラック」に対応するもの	2 台
10	Adjustable Benches アジャスタブルベンチ 	本体：W440×L1,360×H400mm 角度調整が可能なもの	6 台
11	Squat Support スクワットサポート 	本体：W470×L510×H99～159cm 耐荷重 100 kg 上記高さ調整が可能なもの セーフティスタンド付属	1 セット

12	Hex Bar ヘックスバー 	W1, 830×L580×H140mm 耐荷重：250 kg 素材：スチール	2 本
13	Leg Press レッグプレス 	W1, 600×L2, 160×H1, 210mm 対応重量：5～280 kg以上 重量の変更が可能なもの	1 台
14	Leg Extension レッグエクステンション 	W900×L1, 230×H1, 410mm 対応重量：5～100 kg以上 重量の変更が可能なもの	1 台
15	Leg Curl レッグカール 	W880×L1, 670×H1, 410mm 対応重量：5～100 kg以上 重量の変更が可能なもの	1 台
16	Glute Ham グルート ハム 	W1200×L850×H1410mm 高さ調整が可能なもの	2 台
17	Back Extension Frame バックエクステンション 	W710×L1, 050×H780mm 組立式は不可	1 台

18	Cable Cross Over Machine ケーブルクロスオーバー 	W1,400×L8,60×H2,120mm 対応重量：160 kg以上 (プレート 80 kg×2、5 kg刻み)	1 台
19	Rowing Machines ローイングエルゴメーター 	W610×L2,440×H360 耐荷重 220 kg以上 モニター付で角度調整が可能なもの	2 台
20	Watt Bike ワットバイク 	W580×L1,210×H1,300mm 耐荷重：150 kg 負荷調整が可能なもの	4 台
21	Treadmills トレッドミル 	W970×L2,290×1,550mm 耐荷重 200 kg、電圧 220V 対応スピード：最大 20km/h 傾斜角度：最大 16%	2 台
22	Stretching Matt ストレッチマット 	W180×L60×H10mm 素材：ゴム、ターポリン	10 枚
23	Stretch Bands ストレッチバンド 	(参考商品) otf-stretchband サイズ：M, L	各 4 セット

24	Stretch Cords ストレッチコード 	ストレッチコード(ハンドル付) 長さ：約 1.2m、素材：ゴム製	4 本
25	Medicine Balls メディシンボール 	・ 本体重量：10kg、サイズ：Φ26cm ・ 本体重量：5kg、サイズ：Φ20cm 素材：合皮またはゴム製 など	10 kg：2 個 5 kg：3 個
26	Swiss Ball スイスボール(フィットネスボール) 	サイズ：Φ65 cm、耐荷重：300 kg 素材：ポリ塩化ビニールなど アンチバースト使用のもの	6 個
27	Plyometric Box set プライオメトリックボックス 	1 セット： 30 cm、45 cm、60 cm、80 cm、100 cm <u>※特注対応となる可能性</u>	2 セット
28	Squat Belts スクワットベルト 	フリーサイズ (ウエスト：69～100 cm) 素材：ナイロン	4 本
29	Wrist Belts リストベルト 	サイズ：55×45mm、素材：綿	4 セット

※1～29 の製品については、同等品以上のものであれば可。



平面図